

信頼をモットーに、スピーディな
建築確認の審査と検査を実施いたします

指定確認検査機関
公益財団法人秋田市総合振興公社
住宅センター

〒010-0951
秋田市山王一丁目2番34号（市庁舎分館2階）
TEL 018-863-4731 FAX018-863-6556
ホームページ <http://www.akita-sousin.or.jp>

◇◇◇業務案内◇◇◇

1 建築確認・検査業務

- (1) 業務区域・・・秋田県の全域
- (2) 業務範囲・・・確認検査業務の範囲は、次の①から③の建築物等になります。
- ① 階数が4以下かつ床面積の合計が2,000㎡以内の建築物
(敷地内既存建築物の床面積を含んでの合計が2,000㎡以内になります。)
- 「特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの」の審査（ルート2基準審査）を行っています。
- ② 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備（①に掲げる建築物に設置されるエレベーター及びエスカレーターに限る。）
- ③ 建築基準法施行令第138条第1項第3号（高さが4メートルを超える広告塔など）及び第5号（高さが2メートルを超える擁壁）に掲げる工作物
- (3) 確認検査業務を行う時間及び休日
- ① 業務を行う時間・・・ 8：30 ～ 17：15
- ② 業務の休日・・・ 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始（12/29～翌年の1/3）

2 中間検査

特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に検査の申込が必要になります。
また、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ次の工程へ進むことは
できませんのでご注意ください。

〔秋田県全域（秋田市を除く）〕

対象建築物	階数が3以上（地階を含む）の共同住宅
検査時期	2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工程（以下「特定工程」という。）を終えたとき

〔秋 田 市〕

対象建築物	一戸建ての住宅、長屋、店舗や事務所などを兼ねる併用住宅、共同住宅で地上3階建て以上の建築物
	不特定かつ多数の方が利用する特殊建築物で地上3階建て以上かつその用途の床面積が500㎡を超える建築物（不特定かつ多数の方が利用する特殊建築物の例） 劇場、集会場、病院、ホテル、老人福祉施設、学校、スポーツ場、遊技場、店舗等
検査時期	・木造は、構造耐力上主要な軸組工事、又は耐力壁工事 ・鉄骨造は、1階の建て方工事 ・鉄筋コンクリート造は、2階の床、梁の配筋工事 以上の工程（以下「特定工程」という。）を終えたとき

3 仮使用認定業務

検査済証の交付を受ける前の工事中の建築物は、原則として使用が禁止されています。

《指定確認検査機関で仮使用認定することができるのは、下記の工事です。》

【新築工事】

- 建築物本体の工事が完了し、建築物以外の外構工事等が完了していない。
- 建築物本体は完了していないが躯体工事や仮使用する部分の工事が完了している。

【増築工事】

増改築等で、避難施設等の工事を含む場合であっても 指定確認検査機関で受けられる工事 (H27国交省告示第247号第3より)	
■増築工事で 右記に掲げるもの	仮使用認定の申請前に避難施設等に関する工事（仮使用の部分に係るものに限る）を完了していること。
	増築に係る部分以外の部分に係る避難施設等に関する工事を含まないこと。
■全部改築の工事	
■建築物が開口部のない自立した構造の壁で区画されている場合における当該区画された部分の改築（一部の改築を除く。）の工事	

避難施設等（建築基準法施行令第13条）の工事を伴う増改築等の工事については、裁量により建築基準法を緩和して仮使用を認めるケースが多いため、上記以外の増築工事については、特定行政庁への申請となりますので注意して下さい。

4 申込方法

(1) 確認審査

建築基準法施行規則第一条の三により下記の書類を提出してください。

- ア 確認申請書（建築物）（別記第二号様式）に申請年月日及び申請者氏名、設計者氏名を記入し、正副各1通を提出してください。
* 消防同意が必要な場合は消防審査用を1通
- イ 建築計画概要書（別記第三号様式）1通を提出してください。
- ウ 建築工事届（別記第四十号様式）に申請年月日及び建築主氏名を記入し、1通を提出してください。
- エ 現地を調査した結果を現地調査票に記入し、調査者（設計者等）名を調査者欄に記入（住宅センター専用様式 現地調査票（第八号様式）の上1通を提出してください。
- オ 省エネ関係の書類

(2) 中間検査

建築基準法施行規則第四条の八により下記の書類を提出してください。

- ア 中間検査申請書（別記第二十六号様式）に申請年月日及び申請者氏名、工事監理者氏名を記入し、1通を提出してください。

(3) 完了検査

建築基準法施行規則第四条により下記の書類を提出してください。

- ア 完了検査申請書（別記第十九号様式）に申請年月日及び申請者氏名、工事監理者氏名を記入し、1通を提出してください。
- イ 工事施工状況報告書
- ウ 軽微な変更な変更がある場合は軽微な変更説明書等の書類
- エ 省エネ関係の書類

(4) 仮使用認定

建築基準法施行規則第四条の十六により下記の書類を提出してください。

仮使用認定申請書（別記第三十四号様式）に申請年月日及び申請者氏名を記入し、正副各1通を提出してください。

* 消防への照会が必要な場合は消防用を1通

- 仮使用認定申請前には事前にご相談ください。
- 原則として、書類審査終了後に現場検査となります。

5 住宅金融支援機構の適合証明業務「フラット35」

住宅金融支援機構では、民間金融機関等の「長期固定金利住宅ローン」の供給を支援するため、証券化支援事業を実施しています。

当公社が設計検査、現場検査を行い住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを確認した場合、適合証明書を発行いたします。

6 住宅瑕疵担保責任保険業務

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）における下記の指定保険法人の受付及び現場検査等の業務を実施しております。

- 株式会社日本住宅保証検査機構 「JIO わが家の保険」
- 株式会社住宅あんしん保証 「あんしん住宅かし保険」

7 住宅性能評価業務

住宅性能表示制度とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づいて、住宅の性能の表示や評価の方法を定めたものです。評価は、国土交通大臣の登録を受けた登録住宅性能評価機関が行い、評価結果を住宅性能評価書として交付します。

当センターでは、登録住宅性能評価機関として住宅の性能評価を行っております。

8 建築物エネルギー消費性能判定業務

令和7年4月1日から、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」）の改正が施行されました。これに伴い、建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」。）に提出し、省エネ基準に適合していることの適合性判定を受けることが義務化されました。

また、省エネ基準に適合していなければ、建築基準法の確認済証や検査済証の交付を受けることができなくなります。

当センターでは、建築物省エネ法の改正施行に合わせて、令和7年4月1日から登録省エネ判定機関としてエネルギー消費性能の適合性判定を行っております。

9 職員の紹介

◇◇私たちが責任を持って審査します◇◇

所 長

■ 確認検査員 ■

佐々木 亮

建築基準適合判定資格者

一級建築士

住宅性能評価員

■ 確認検査員 ■

藤嶋 真紀

建築基準適合判定資格者

一級建築士

住宅性能評価員

省エネ適合性判定員

■ 確認検査員 ■

澁谷 隆

建築基準適合判定資格者

一級建築士

住宅性能評価員

登録特定建築基準適合判定資格者

省エネ適合性判定員

■ 確認検査員 ■

大友 和彦

建築基準適合判定資格者

一級建築士

住宅性能評価員

省エネ適合性判定員

■ 確認検査員 ■

新山 尚史

建築基準適合判定資格者

一級建築士

住宅性能評価員

構造設計一級建築士

■ 確認検査員 ■

佐藤 立美

建築基準適合判定資格者

一級建築士

住宅性能評価員

■ 補助員 ■

菅原 萌里

二級建築士

■ 補助員 ■

加藤 千尋

二級建築士

■ 補助員 ■

川辺 真留美

オペレーター